入 札 公 告

[単体及び経常 J V 対象工事用 (総合評価一般競争入札 (事後審査方式))] 「電子契約対象工事]

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。なお、本入札は、入札公告(共通編)を用いた建設工事の一般競争入札に係る試行要領(以下「試行要領」という。)の対象であり、入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、試行要領第4条の規定に基づく入札公告(共通編)によるものとする。

なお、本件は**総合評価一般競争入札(事後審査方式)による工事及び電子契約対象工事**の入札である。入札にあたっては、本公告 $\frac{2(4)}{5}$ (1) 、5-2 、 $\frac{7}{5}$ 、 $\frac{9(3)}{5}$ 、 $\frac{9(4)}{5}$ に留意すること。

公告日:令和 7年10月10日

茨城県高萩工事事務所長 磯野 健寿

1 担当部局(問い合わせ先)

(1) 担当課・所名	茨城県高萩工事事務所	
(2) 住所	〒318−0003	茨城県高萩市大字下手綱1405-2
(3) 担当及び連絡先		担当:松本
	契約用地課	電話:0293(22)2175
	道路管理課	E-mail:takado@pref.ibaraki.lg.jp
		担当:萩谷
		電話:0293(22)2255

2 対象工事の内容及び入札契約に関する主要な条件

(1) 工事番号及び工事名	07県単橋修 第07-5	5 5 - 7 4 0 - 0 - 0 0 1 号
	06国補橋修 第06-2	20-618-A-001号
	06国補橋修 第06-0	04-631-0-003号
	06県単橋修 第06一日	55-740-0-002号 合併
	水瀬大橋耐震補強工事(そ	その1)
(2)路河川名及び工事場所	一般国道 349号	
	日立市 東河内町 地内	
(3) 工事概要	橋梁耐震補強工事	L=1. 6 m A=17. 8 m 2
	橋梁修繕工事	A=260m2
	上部工耐震補強工事	N=1式
	支承取替	P 2 N=4基
	落橋防止構造	P 2 N=2組
	水平分担構造	P 2 N=4箇所
	橋梁塗装修繕工事	N=1径間(P1-P2)
(4) 工期	令和8年3月30日まで	
(5) 建設工事の種類(業種	鋼構造物工事	

マハ		
区分)	A 1 0 0 1 1 = 0 0 0 H (W # 4V T 4 W II - W # 4V A A I)	
(6) 予定価格	金136,147,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)	
(7) 総合評価方式の適用	有り	
の有無 	本工事は、施工実績等に加え、企業の新規雇用実績に関する技術資料を	
	受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する 	
	総合評価方式(特別簡易型(II)・県内外型・橋梁上部工事(架設)のエ	
	事である。	
	無し	
(8) 最低制限価格	設定する	
	設定しない	
(9) 調査基準価格	設定する(特に、この場合における入札・契約の諸条件については、入札公	
	告(共通編)等により確認しておくこと。)	
	設定しない	
(10) 本工事の入札におけ	有り 本工事の入札は、分割発注の工事に係る競争入札であり、本工事	
る他工事落札者の参加	の落札者は、その後、同日に執行する下記工事の入札に参加するこ	
制限及び他工事の入札	とができない。この場合においては、既に提出された入札書は開封	
における本工事落札者	せず、無効として取扱うものとする。	
の参加制限		
	① 07県単橋修 第07-55-740-0-001号	
	06国補橋修 第06-20-618-A-001号	
	06国補橋修 第06-04-631-0-003号	
	06県単橋修 第06-55-740-0-002号	
	合併	
	水瀬大橋耐震補強工事(その1)	
	② 07県単橋修 第07-55-740-0-002号	
	06国補橋修 第06-20-618-A-002号	
	06国補橋修 第06-04-631-0-004号	
	06県単橋修 第06-55-740-0-003号	
	合併	
	水瀬大橋耐震補強工事(その2)	
	無し	
(11) その他	この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法	
	 律第104号) に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等	
	の実施が義務付けられた工事である。	
	特に無し	

3 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである(全てを満たすこと)。

も満たすこと)

(1) 入札参加資格(いずれ | ア 令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された**鋼橋上** 部工の経営事項評価点数が、1,000点以上の者であること。

たすこと)

(2) 施工実績(いずれも満 | ア 日本国内において、鋼橋上部工事(製作工及び架設工)を元請けとして 施工したもののうち、平成27年4月1日から令和7年3月31日までの 期間に竣工した公共工事の実績があること。

> (日本国内における実績は、国、地方公共団体、特殊法人等発注の道路橋 又は鉄道橋に限る。なお、「道路橋」の道路は、道路法第3条に規定され ているものとする。) (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。)

イ 茨城県内において、鋼橋上部工事(製作工、架設工、または修繕・補強 工)を元請けとして施工したもののうち、平成27年4月1日から令和7 年3月31日までの期間に竣工した公共工事の実績があること。

または、鋼桁を製作する自社工場を有すること。

(茨城県内における実績は、国、地方公共団体、特殊法人等発注の道路橋 又は鉄道橋に限る。なお、「道路橋」の道路は、道路法第3条に規定され ているものとする。) (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。)

れも満たすこと)

(3) 配置予定技術者(いず ア 本工事への専任配置について

要(本工事のみの専任配置とすること。ただし、建設業法(昭和24 年法律第100号) 第26条第3項第2号又は建設業法施行令(昭和 31年政令第273号)第27条第2項に該当する場合はこの限りで はない。(3(3)ケ及び5(5)参照))なお、製作工と架設工でそれぞ れ別の技術者の専任配置は認める。また製作工において同一工場内で 他の鋼橋上部工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われる 場合については、必ずしも当工事のみの専任は求めない。

(日本国内における実績は、国、地方公共団体、特殊法人等発注の道 路橋又は鉄道橋の上部工事に限る。なお、「道路橋」の道路は、道路 法第3条に規定されているものとする。) (共同企業体の構成員とし ての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

不要 (専任を要しない他工事との兼任を認める)

- イ 1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。又はこれと同等以 上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であること。
- ウ ①建設業法第26条第2項に基づき監理技術者として配置される場合 及び建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以 下「専任特例2号の場合の監理技術者」という。)として配置される場合 は、監理技術者資格者証(鋼構造物工事に対応するもの)及び監理技術者 講習修了証を有する者であること。

②製作工に配置する技術者については、<u>日本国内</u>において、平成27年4月1日から令和7年3月31日までの期間に竣工した鋼橋上部工事(製作工)を元請けの主任技術者、監理技術者(専任特例2号の場合の監理技術者)、監理技術者補佐、現場代理人又は担当技術者として施工した経験を有する者であること。ただし、担当技術者を施工経験の実績とする場合は、工事着工から竣工まで当該工事に従事したことがコリンズにより確認できる者のみとする。

③架設工に配置する技術者については、<u>日本国内</u>において、平成27年4月1日から令和7年3月31日までの期間に竣工した鋼橋上部工事(架設工)を元請けの主任技術者、監理技術者(専任特例2号の場合の監理技術者)、監理技術者補佐、現場代理人又は担当技術者として施工した経験を有する者であること。ただし、担当技術者を施工経験の実績とする場合は、工事着工から竣工まで当該工事に従事したことがコリンズにより確認できる者のみとする。

エ 建設業許可における営業所技術者等(営業所技術者又は特定営業所技術者) について

アにおいて専任配置が「要」とされている場合、営業所技術者等である者を配置予定技術者とすることは認めない。

アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、以下の条件をいずれも満たす営業所技術者等に限り、配置予定技術者とすることを認める。

- ----(ア) 本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営 -----業所の専任技術者であること。
- (1) 本工事箇所及び属する営業所が**茨城県内**にあること。 なお、営業所技術者等が本工事の配置予定技術者として申請された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できることを申請者が証したものとみなす。
- オ 建設業許可における建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号) 第7条第1項に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐す る者等(経営業務の管理責任者等)について

アにおいて専任配置が「要」とされている場合、経営業務の管理責任 者等である者を配置予定技術者とすることは認めない。

アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、経営業務の管理責任者等である者であっても、配置予定技術者とすることを認める。

- カ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日 以前に3月以上の雇用関係がある者であること。ただし、アにおいて「不 要」とされている場合は、3月未満の雇用関係であっても認める。
- キ 現在他工事に配置されている主任(監理)技術者について

アにおいて専任配置が「要」とされている場合、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること(工期の始期日から着手日の前日までの期間については、専任での配置を要しない。)。ただし、建設業法第26条第3項第2号又は建設業法施行令第27条第2項に該当する場合はこの限りではない。(3(3)ケ及び5(5)参照)

アにおいて専任配置が「不要」とされている場合、工期の始期目から 配置できること。

ク 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数(3名まで)の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料(様式第2号)は、すべての配置予定技術者について作成のうえ、提出するものとする(2(7)において総合評価方式の適用が「有り」とされている場合は、配置予定技術者評価資料(技術資料における様式第4号)についても、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点については各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。)。なお、落札者は、開札後から契約前までの間に1名を選択するものとする。

専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合は、上記「複数(3名まで)」は、「複数(3名まで(建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を含まない。))」に、上記「開札後から契約までの間に1名を選択するものとする。」は、「開札後から契約までの間に1名を選択し、監理技術者補佐を別に1名専任で配置するものとする。」と読み替える。

ケ 専任特例2号の場合の監理技術者の配置について

本工事は、専任特例2号の場合の監理技術者の配置は認めない。

本工事は、専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置を認める工事である。専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置を行う場合は以下の(1) \sim (9) の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者(建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者)のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は一級施工管理技士等の国家資格、学歴若しくは実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者 の資格を有する業種に限られること。

(3) 監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、当該一級施工 管理技士補に係る技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理 技術者に求める技術検定種目と同じであること。

	(4) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争
	参加資格確認申請のあった日以前に、3月以上の雇用関係があ
	るものであること。
	(5)同一の専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事数
	は、本工事を含め2件までであること。
	(6) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務する工事は、茨城県内
	の工事であること。
	(7) 専任特例 2 号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議
	への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合い等の職務を
	適正に遂行すること。
	(8) 専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で
	常に連絡が取れる体制であること。
	(9) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
(4) 営業所の所在地	日本国内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)があること。
(5) 建設業許可	鋼構造物工事 について、 特定建設業の 許可を受けていること。
(6) 経営事項審査	鋼構造物工事 について、契約締結日において、契約締結日から1年7月以内
	の審査基準日の経営事項審査(建設業法第27条の23第1項に定めるもの
	をいう。)を受けている者であること。
(7) 対象工事の設計業務	ア 対象工事の設計業務等の受託者(以下「受託者」という。)でないこと。
等の受託者との関係(い	イ 受託者と資本又は人事面において関連がある者(※)でないこと。
ずれも満たすこと)	※ 詳細については、入札公告(共通編)による。
	設計業務等の受託者 (株)長大
(8) 共通事項	入札公告(共通編)による。

4 設計図書の閲覧方法

(1) 設計図書の閲覧	設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロ
	ードすること (入札情報サービス)。
	URL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html
(2)設計図書に関する質疑	ア 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子入札シ
	ステムにより行うこと。なお、回答及び閲覧についても、電子入札システ
	ムにより行う。
	(電子入札システムURL:http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html)
	• 質疑受付期間
	令和 7年10月14日~令和 7年10月22日(休日を除く)
	いずれも9時から16時まで
	• 提出先 : 担当部局
	• 回答閲覧期間
	令和 7年10月14日~令和 7年11月 6日(休日を除く)
	いずれも9時から16時まで

	イ アによりがたい場合は、ファクシミリにより書面を提出すること。回答
	は、書面により行い、高萩工事事務所に於いて閲覧に供する。
	• 質疑受付期間
	令和 7年10月14日~令和 7年10月22日(休日を除く)
	・ 書面の提出先 : 担当部局に同じ。
	FAX番号 0293 (23) 1241
	• 回答閲覧期間
	令和 7年10月14日~令和 7年11月 6日(休日を除く)
	いずれも9時から16時まで(正午から13時までを除く)
(3) 現場説明会	実施しない。

5 競争参加資格確認申請

この工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書等を次により提出しなければならない。

なりなv。 「	
(1) 申請方法	「競争参加資格確認資料」(様式第2号)及び「自己採点表兼評価点算定資
	料一覧表」(技術資料・様式第1号)については、電子入札システム(※)によ
	り申請すること。
	なお、専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合は、「専任
	特例2号の場合の監理技術者の配置に関する届出書(別添様式)をあわせて
	電子入札システム(※)により申請すること。この場合、様式第2号の(5)
	には専任特例2号の場合の監理技術者となる者を記載すること。
	また、電子契約用メールアドレス確認書に、電子契約の希望の有無及び電
	子契約用のメールアドレス等を記載すること。
	※:画像ファイル等で提出すること。
	それ以外の資料等については、紙媒体(書留郵便)により申請を行うこと
	とするが、画像ファイル等に変換して提出できる場合(ファイル容量が
	2メガバイト以内)は、電子入札システムにより提出して差し支えない。
	ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、紙媒体(書留郵便)ではなく、
	電子メール(画像ファイル)による提出についても可とする。
	(電子入札システムURL: http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html)
(2) 申請期間	ア 受付開始: 令和 7年10月23日(木) 9時00分
	イ 締切 : 令和 7年10月27日(月) 16時00分(必着)
	※:休日は申請を受け付けない。
(3) 申請時の提出書類	ア 添付の様式「競争参加資格確認資料」(様式第2号)
	(承認を受けたうえ紙申請とする場合は、様式第1号についても作成の
	うえ、併せて申請(提出)すること。)
	イ 5-2(1)に示す技術資料 (総合評価方式関連)
	ウ 競争参加資格確認資料 (様式第2号) 2/2面 作成要領2(1)~
	(3)の資料

- エ 必要に応じ、(4)に係る申請書(主任(監理)技術者重複申請書)、 (5)に係る届出書(主任技術者の兼務届)
- オ 専任特例2号の場合の監理技術者の配置に関する届出書(別添様式) 専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定する場合のみ

カ 電子契約用メールアドレス確認書 (別添様式)

(4) 配置予定技術者の重 複申請

同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請 しようとする場合には、以下により申請すること。ただし、2(10)において、 本工事の落札者が入札に参加できないとされている場合又は別の工事の落 札者が本工事の入札に参加できないとされている場合、それら工事に対し、 本工事と同一の配置予定技術者により申請しようとするときは、この手続き を要しない。

- ア この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任(監理)技術者重複申請書を提出すること((3)と併せて、申請(提出)すること)。
- イ 他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に 配置できなくなった場合には、「競争参加資格確認申請書・入札参加申 込書取下げ書」を開札日時までに提出すること(紙媒体(※)により提 出すること)。
- ウ イの提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争 参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。
 - ※:郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール(画像ファイル)による提出についても可とする。

(5)専任を要する工事における配置予定技術者の兼務の届出書

3(3)において建設業法施行令第27条第2項に該当する場合とは、下記のすべてに該当する場合とし、兼務を認める。

- (1) 兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村内 (日立市) であること
- (2) 兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと
- (3)建設業法に規定する経営業務管理責任者及び営業所技術者等でないこと
- (4) 本工事、兼務する工事又は他の工事の現場代理人でないこと 他の工事に配置されている技術者を本工事の配置予定技術者として申請 する場合には、上記基準を満たしていることを確認のうえ、「主任技術者の 兼務届」を提出すること((3)と併せて、紙媒体により申請(提出)すること)。 なお、配置予定技術者の重複申請を実施している場合において、他の工事 を落札したことにより、兼務が必要となった場合には、開札日時までに「主

	任技術者の兼務届」を提出すること。
(6) 共通事項	入札公告(共通編)による。

5-2 総合評価方式に係る技術資料

5の競争参加資格確認申請に併せ、土木部総合評価方式試行要領に基づき、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料(以下「技術資料」という。)の提出を求める。

	1011 / にのに必要な具件(以下 1以削具件」とv / /。/ が近山で小のる。
(1)提出を求める技術資料	ア 自己採点表兼評価点算定資料一覧表 (様式第1号)
	イ 工事成績評定評価対象工事資料 (様式第2号)
	ウ 施工実績評価資料 (様式第3号)
	工 配置予定技術者評価資料 (様式第4号)
	オー災害協定に基づく地域貢献実績評価資料(様式第6号)
	力 地域活動実績評価資料(様式第 7 号)
	キ 企業の新規雇用実績 (様式第14号)
	ク 若手又は女性技術者の配置 (様式第15号)
	ケ 登録基幹技能者の配置 (様式第16-1号)
	ユ 災害時の基礎的事業継続力認定資料(様式第17号)
	サーICT施工技術の活用計画書(様式第18号)
	シ 週休2日制工事の施工実績 (様式第19号)
	ス 防疫業務の実績 (様式第20号)
	セ 県内下請の選定評価資料 (様式第9号)
(2) 提出方法	5(1)に同じ。 (5の書類と併せて提出すること。)
(3) 提出期間	5 (2)に同じ。
(4) 提出した技術資料の	提出された技術資料の変更は認めない。
変更の可否	
(5)技術資料の評価方法等	ア 評価点の算定基準は、添付の「評価項目及び評価基準」による。
	イ 評価については、提出された自己採点表と入札結果をもとに、入札参加
	者全員の仮の評価値を算出し、1位となった入札参加者(落札候補者)の
	み、自己採点表と技術資料を審査することにより、落札者を決定する。
	ウ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できない場合は、そ
	の評価項目の評価点は0点とする。
	エ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であって
	も、自己評点が本来得られる点より高い場合は、その評価項目の評価点は
	本来の評価点とする。
	オ 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料から確認できる場合であって
	も、自己評点が本来得られる点より低い場合は、その評価項目の評価点は
	自己評点どおりとする。
	カ その他の評価方法及び落札者の決定基準については、入札公告(共通編)
	による。
(6) 競争参加資格に関す	技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。
る事項	
·	

6 入札手続等

(1) 入札方法	原則、電子入札システムにより入札すること。	
, ,	(電子入札システムURL:http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html)	
(2) 入札期間	ア 受付開始: 令和 7年11月 4日(火) 9時00分	
	 イ 締切 : 令和 7年11月 6日(木) 16時00分(必着)	
	※休日は入札を受け付けない。	
(3) 入札金額	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分	
	の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある	
	ときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、	
	 入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見	
	 積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記	
	載すること。	
	イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることが	
	できない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由とし	
	て入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。	
(4) 入札時の添付書類	入札の際に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を	
	求める(入札書の提出と併せて、電子入札システム(※)により提出するこ	
	と)。	
	※:Excel形式を使用するものとし、画像ファイル等に変換して提出する。	
(5) 競争入札執行(開札)	令和 7年11月 7日(金) 9時00分から	
の日時 (予定)	なお、上記日時の開札で決定されるのは、落札候補者のみであり、落札決定	
	(技術資料を審査・評価して落札者を決定) は <u>令和 7年11月18日(火)</u>	
	を予定している。落札決定前までに他の工事を落札したことにより、申請し	
	た配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、入札は無効とな	
	るため、申請にあたっては、配置予定技術者に十分留意すること。	
(6) 入札参加者の立会	電子入札のため、入札参加者の立会いは要しない。ただし、入札参加者が立	
	会いを希望する場合は、立ち会うことができる。	
(7) 入札参加者が1者のみ	<u>入札の執行を取り止める。</u>	
の場合	有効な入札として取り扱う。	
(8) 共通事項 (落札者の決	入札公告(共通編)による。	
定方法等)		

7 開札後に調査基準価格を下回る額で入札した参加者が提出する資料

(1) 提出書類	ア 開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札し、低入札価格調査制度
	実施運営要領(以下「低入札要領」という。)第6条第4項に規定する
	判断基準のうち数値的判断基準に該当しない者に対し、低入札要領第6
	条第2項に規定する「低入札調査表」、又は「低入札価格調査辞退届出」
	の提出を求めるので、所定の期日までに担当部局まで提出すること。
	イ アの提出方法については、原則郵送(書留に限る。)により送付する
	こと。
	ウ 担当部局の了解を得た場合に限り、イによらず、持参又は電子メール
	による調査表の提出も可とする。
(2) 留意事項	(1)アにおいて低入札調査表を提出した場合には、事情聴取を行うので、
	別途担当部局から連絡する。
	(1)アにおいて低入札価格調査辞退届出を提出した場合には、当該入札を
	無効とする。

8 技術資料の審査及び評価完了後に落札候補者となったものが提出する資料

(1) 提出書類	速やかに、下記の資料をファクシミリ等で発注機関に提出すること。
	・契約締結 (予定) 日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査を受
	審したことを証する書面(共同企業体の場合は、全ての構成員に係るも
	<i>の</i>)
(2) 留意事項	(1)の書類を提出しない者のした入札は無効とする。
	(1)の書類を参加申請時等に画像ファイル等に変換して提出できる場合
	(ファイル容量が2メガバイト以内)は、事前に電子入札システムによ
	り提出して差し支えない。

9 その他、入札契約に関する諸条件

(1) 入札保証金	免除する。
(2) 契約保証金	納付を要する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保
	証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保
	証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約
	保証金の納付を免除する。
(3) 前払金、中間前払金、	詳細については、入札公告(共通編)による。
部分払い	
(4) 契約書	建設工事請負契約書(茨城県建設工事執行規則(昭和43年規則第69号)
	様式第2号)により、契約書を作成するものとする。
	ただし、電子契約を希望する場合は以下によるものとする。
	(1) 契約書等の様式を、以下のアドレスからダウンロードして作成し、契約
	書の案、契約保証金の納付を証する書類の写し又は契約保証金に代わる
	担保の写し(保証事業会社の保証証書等)及び課税事業者届出書(又は

	免税事業者届出書)を、落札の通知を受けた日から5日以内(土日及び				
	休日を含まない。) に契約用地課へ電子メールで送付すること。				
	契約用地課 E-mail:takado@pref.ibaraki.lg.jp				
	なお、回線の不具合等により手続を完了できない場合は、速やかに契約				
	用地課まで申し出ること。				
	(2) 契約締結決議終了後、契約用地課から連絡があるので、落札者(契約				
	の相手方)は電子契約サービスにより契約締結を行うこと。				
	なお、電子契約サービスの使用方法については、以下のアドレスから手				
	順書を確認すること。				
	http	s://kennsetugyou-ibaraki.jp/el	lectronic_contracting/		
(5) 議会の議決	不要				
	要	この公告に係る契約は、地方日	自治法 (昭和22年法律第67条)		
		第96条第1項に規定する議会の	D議決を要する。		
		<u>なお、この場合においては、</u>	<u> </u>		
		を締結することとし、仮契約の材	相手方が仮契約締結後県議会の議		
		決までの間に競争参加資格の要化	牛を満たさなくなったとき又は県		
		が茨城県建設工事等請負業者指名	名停止等措置要領に基づく指名停		
		<u> </u>	とき若しくは指名停止措置を行っ		
		たときは、県は仮契約を解除する	ることができる。この場合、県は		
		契約解除に伴う損害賠償の責める	を一切負わない。		
(6) 契約の効力	(5)において、議会の議決が「不要」とされている場合、契約日から本契約とする。 (5)において、議会の議決が「要」とされている場合、本工事に係る工事請 (5)において、議会の議決が「要」とされている場合、本工事に係る工事請 (5)において、議会の議決が「要」とされている場合、本工事に係る工事請 (5)において、、議会の議決が「要」とされている場合、本工事に係る工事請 (5)において、議会の議決が「要」とされている場合、本工事に係る工事請 (5)において、議会の議決が「要」とされている場合、契約日から本契約とする。				
(7) 建設リサイクル関連	ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、 分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた 工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考 にしたうえで入札すること。				
	イ 契約	に当たり、分別解体等の方法、解	体工事に要する費用、再資源化等		
	をする	ための施設の名称及び所在地、再	資源化に要する費用を契約書に記		
	載する	必要があることから、落札者は落	札決定後に発注者と協議するこ		
	と。				
	特に無し				
(8)火災保険付保険の要否	要する				
	不要とす	 る			
(9) 関連工事の随意契約	本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と				
予定	の随意契約により締結する予定				
		有り	無し		

(10) 最低制限価格又は調	無し
査基準価格の算定に係	
る留意事項	有り
	7
	4
(11) 共通事項	入札公告(共通編)による。

10 その他

(1) 入札公告(共通編) については、以下のアドレスに公告する。

URL:http://kennsetugyou-ibaraki.jp/nyuusatsukoukoku_kyoutsuu/

※:公告日に応じ、適用となる入札公告(共通編)が変わることに注意。

(2) 本公告文において、取り消し線 [例: $\frac{\lambda + \lambda + b}{\lambda + b}$]が付された部分については、入札公告としての効力を有しないものとする。